

特定技能人材紹介に関する覚書

_____ (以下「甲」という)と、有限会社ミック (以下「乙」という)は、乙から甲へ紹介された特定技能人材採用者 (以下採用者) に関して以下覚書を締結する。

第1条 人材紹介手数料

甲が乙から紹介された人材を採用することを決定し、採用者が入社時点で紹介手数料として1名に対し120,000円 (消費税別) を乙の指定する銀行口座の振り込みにより支払う。

第2条 人材紹介手数料の返金

採用者が、自己都合により退職した場合、乙は、甲に対し、次の基準で人材紹介手数料を返金するものとする。

入社後3ヶ月未満の場合: 本件人材紹介手数料の30%

但し、採用者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

第3条 機密の保持

甲および乙は、それぞれ、本件の締結または履行に際して知り得た情報を第三者に開示、提供または預託してはならない。但し、正当な権限のある官公署の求めによる場合はこの限りではない。また、本条の規定は本件の終了後といえども有効とする。

第4条 協議

本書に定めのない事項、または本書の条項の解釈に疑義が生じた場合には甲乙双方は互いに誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。

本件締結の証として、甲乙は本書を2通作成し、各自記名捺印の上、甲乙がそれぞれ1通を所持する

令和 年 月 日

甲 住所

会社名

代表者

印

乙 住所 福井県坂井市丸岡町一本田16-22-2

会社名 有限会社ミック (HR 国際支援センター)

代表者 向井 美智枝

印